

「日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案  
についての意見・情報の募集」の結果について

令和5年4月28日  
農 林 水 産 省

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年3月7日から令和5年4月5日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施した結果、募集期間において、御意見が寄せられませんでした。

本件についてはパブリックコメントに付した案のとおり制定することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
食品製造課  
代表：03-3502-8111（内線4482）